（記載要領）
「３．新事業活動に係る事業の概要」、「４．確認の求めの内容」及び「５．確認の求めに対する回答の内容」中、事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第十四（第５条関係）

新技術等実証計画の認定申請書

年　　月　　日

主務大臣　名　　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

産業競争力強化法（以下「法」という。）第８条の２第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

１．新技術等実証の目標
２．次に掲げる新技術等実証の内容
⑴　新技術等及び当該新技術等を用いて実施しようとする事業活動の内容
⑵　法第２条第３項第１号に規定する実証の内容及びその実施方法
⑶　法第２条第３項第２号に規定する分析の内容及びその実施方法
３．新技術等実証の実施期間及び実施場所
４．参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法
５．新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法
６．法第２条第３項第２号に規定する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定
７．規制の特例措置の適用を受けようとする場合にあっては、当該規制の特例措置の内容
８．連絡責任者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス
９．その他

（備考）
１．主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
１．新技術等実証の目標
新技術等実証の目標（新技術等実証を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す実証の方向性）を、新技術等を用いて実施しようとする事業活動を踏まえて要約的に記載する。
２．新技術等実証の内容
⑴　「⑵」には、実証を適切に実施するために必要となる措置についても記載する。
⑵　「⑶」には、新技術等の実用化に当たって当該新技術等に関する規制について分析する場合に記載する。「分析の内容」には、規制が成立した時点で想定されていなかったような革新的な技術を利用することで、規制の目的を一層適切に達成することが可能である等の仮説を、「実施方法」には、分析に使用する情報・資料をそれぞれ記載する。
３．実施場所には、新技術等実証を行う場所の住所を記載する。インターネット上で完結するサービスに関する実証など、実証を行う住所が性質上特定できない場合は、可能な限り場所が判別できるように記載する。
４．新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法には、円滑な実施が可能か否かについて判断する材料として、実施に必要となる資金の額及び想定される資金調達方法について記載する。
５．新技術等実証計画に記載された新技術等実証に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定を記載した上で、当該規定に違反するものでないことの考え方を記載する。
６．規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施する場合であって、新技術等実証の実施と併せて講ずる必要のある措置が政令又は主務省令により規定されている場合には、当該措置の内容を要約的に記載する。
７．参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法
当該実証により権利利益を害されるおそれがある者があるときは、その範囲を記載するとともに、当該実証を適切に実施するために必要となる措置を講ずることなどにより、参加者等以外に権利利益を害されるおそれがある者が存在しないことがわかるように記載する。

様式第十五（第６条関係）

新技術等実証計画に対する見解書

年　　月　　日

新技術等効果評価委員会

主務大臣　名

年　　月　　日付けで提出された新技術等実証計画について、産業競争力強化法（以下「法」という。）第８条の２第４項の規定に基づき、意見を求めます。

記

１．当該新技術等実証計画を提出した者
２．当該新技術等実証計画が提出された日
３．認定の可否に関する見解
４．その他新技術等効果評価委員会の調査審議に参考となる事項

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
３．認定の可否に関する見解
認定の可否に関し、法第８条の２第４項各号との関係を明確にした上で、認定の可否を記載する。
【認定見込みである場合】
法第８条の２第４項各号のいずれにも適合するものであると認められるため、認定をする見込みである旨を記載する。
【不認定見込みである場合】
法第８条の２第４項各号のいずれに適合しないものであるかを明確にした上で、以下⑴から⑶までの項目に従って適合しないと判断した理由・根拠を示し、認定をしない見込みである旨を記載する。
⑴　同項第１号に適合するものでないとの判断について
新技術等実証計画に記載されたもののうち、同項第１号に適合しないと判断した事実関係を特定した上で、当該事実関係が、同号に適合しないと判断した理由・根拠を記載する。
⑵　同項第２号に適合するものでないとの判断について
新技術等実証計画に記載されたもののうち、同項第２号に適合しないと判断した事実関係を特定した上で、当該事実関係が、同号に適合しないと判断した理由・根拠を記載する。
⑶　同項第３号に適合するものでないとの判断について
①違反となる法令の条項並びにその趣旨及び保護法益
違反することとなる法令の条項を特定するため、認定できない根拠となる法令の名称及びその法令の条、項、号等を記載し、並びに、当該条項が規定されている趣旨や保護法益等を記載する。